

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 - 土壌汚染対策法により要措置区域及び形質変更時要届出区域を指定する件二件 一三
 - 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 一四
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 一五
 - 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 一六
 - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件 一七
 - 公金の収納の事務を委託した件 一八
 - 国土調査として指定した件 一九
 - 土地改良区の設立について認可した件 二〇
 - 耕地整理組合の臨時代理者として指定した件 二一
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である件 二二
 - 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 二三
 - 道路の区域を変更する件 二四
- 公告
 - 肥料の検査の結果の概要を公表する件 二五
- 福島県教育委員会
 - 学校教育法第五十五条第一項の規定により指定した連携科目等の指定を解除した件 二六
- 福島県選挙管理委員会
 - 個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報告があった件 二七
- 福島県収用委員会
 - 裁決書の正本を公示送達するため告示する件二件 二八

告 示

福島県告示第三百三十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和三年四月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 法第六条第一項の規定により、汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域
- 1 指定する区域
 - 喜多方市豊川町米室字太郎丸二百七十一番一及び二百七十一番二、字堰田四千六百六十番一、字志津五千五百四番一、字道端五千五百七十七番一、五千五百七十五番五、五千五百七十五番九、五千五百七十五番十及び五千五百七十番三、並びに字二本杉五千六百三番一、五千六百三番四、五千六百三番五、五千六百五番一及び五千六百五番七、同市字長内七千八百三十六番一、七千八百三十六番二、七千八百三十六番三、七千八百四十番、七千八百四十番四、七千八百四十番五、七千八百四十番六、七千八百四十番七、七千八百四十番八、七千八百四十番九、七千八百四十番十及び七千八百五十五番二、同市字大道端七千八百五十三番一、七千八百五十三番四、七千八百五十三番九、七千八百五十三番十、七千八百五十三番十一、七千八百五十三番十二、七千八百五十三番十三、七千八百五十三番十四、七千八百五十三番十五、七千八百六十八番一、七千八百六十八番四、七千八百六十八番五、七千八百六十八番六、七千八百六十八番七、七千八百六十八番八、七千八百六十八番九及び七千八百九十八番、同市字町田下七千九百一十一番四及び七千九百一十一番五、同市字中田七千九百二十八番一、七千九百二十八番十、七千九百二十八番十一、七千九百二十八番十二、七千九百二十八番十三及び七千九百二十八番十四、同市字中谷地七千九百五十一番及び七千九百五十一番七、同市字大谷地八千三十六番一、同市字千苧新道下八千五十八番二、八千五十八番三、八千五十八番四、八千五十八番五及び八千七百十三番、同市字下川原八千八十六番三、同市字砂子田八千百十五番三、八千百十五番四、八千百十五番六、八千百十五番七、八千百十五番八、八千百二十一番一及び八千百二十一番二、同市字五百苧八千四百四十五番一、八千四百四十五番二、八千四百四十八番一、八千四百四十八番二及び八千四百七十四番一、同市字三百苧八千九百九十六番一及び八千九百九十八番一並びに同市字向谷地八千二百四十五番一の各一部で次の図に示す区域

- 2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第二十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類（一）土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

(二) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし

3 指定する区域において講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

二 法第十一条第一項の規定により、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域

1 指定する区域

一の1に同じ。

2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

(二) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県会津地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。)

(水・大気環境課)

福島県告示第三百三十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和三年四月二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 法第六条第一項の規定により、汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域

1 指定する区域

喜多方市字下川原八千八百六十一番一、同市字町田下七千九百一十一番一及び七千九百一十一番二、同市字千苅道下八千四百六十一番一及び八千四百六十二番二、同市字千苅新道下八千五百八十一番一並びに同市字千苅道上八千三百五十二番六の各一部で次の図に示す区域

2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特

定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

(二) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし

3 指定する区域において講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

二 法第十一条第一項の規定により、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域

1 指定する区域

一の1に同じ。

2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

(二) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県会津地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。)

(水・大気環境課)

福島県告示第三百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年四月二日

福島県知事 内堀 雅雄

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
クスリのアオキ天寧寺薬局		会津若松市天寧寺町二二〇			令	和	三	年	三
					一				

訪問看護ステーションあやめ白河	白河市金勝寺東一七二一一	令和三年二月一日
すず薬局 船引店	田村市船引町船引字下大平一〇一一	令和三年三月一日

(社会福祉課)

福島県告示第百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和三年四月二日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
西町調剤薬局	南相馬市原町区西町一丁目六七	令和二年七月三十一日
薬局青い鳥ファーマシー	南相馬市原町区栄町二丁目六二一三	令和二年二月一日
今村クリニック	双葉郡浪江町幾世橋字辻前四七一	平成三十三年三月二日

(社会福祉課)

福島県告示第百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。

令和三年四月二日

福島県知事 内堀雅雄

土屋歯科医院	田村市大越町上大越字槻木二六三一一	令和三年五月一日
--------	-------------------	----------

(社会福祉課)

福島県告示第百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

令和三年四月二日

福島県知事 内堀雅雄

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
田野入 廉	南相馬市鹿島区鹿島字北畑一〇五	なでしこマツ サージ治療院	南相馬市鹿島区鹿島字北畑一〇五	令和二年八月一日

(社会福祉課)

福島県告示第百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。

令和三年四月二日

福島県知事 内堀雅雄

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
田野入 廉	南相馬市鹿島区鹿島字北畑一〇五	なでしこマツ サージ治療院	南相馬市鹿島区鹿島字北畑一〇五	令和二年八月一日

福島県告示第三百四十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和三年四月二日

福島県知事 内堀 雅雄

(社会福祉課)

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 - 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十三号)第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号)第三条第一項の貸付けに係る資金の元利償還金及び遅延損害金の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
ふくしま未来農業協同組合	福島市北矢野目字原田東一番地の一
福島さくら農業協同組合	郡山市朝日二丁目一四番七号

三 収納の事務を委託する期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

(農業経済課)

福島県告示第三百四十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、国土調査として令和三年四月二日次のとおり指定した。

令和三年四月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行う者の名称
 - 会津若松市
- 二 調査地域
 - 会津若松市湊町大字共和の一部
- 三 調査期間
 - 令和三年四月五日から令和四年三月三十一日まで

(農村計画課)

福島県告示第三百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定により、三穂田土地改良区の設立について、令和三年三月二十四日認可した。

令和三年四月二日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県告示第三百四十七号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第二条第一項の規定によりなおその効力を有する耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第七十三条第四項の規定により、西白河郡関平村吉子川村滑津村連合耕地整理組合の臨時代理者として令和三年三月二十五日次の者を指定した。

令和三年四月二日

福島県知事 内堀 雅雄

臨時代理者の氏名及び住所
加藤 幸一 福島県西白河郡中島村大字川原田字下町九十三番地

(農村計画課)

福島県告示第三百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和三年四月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 南会津郡只見町大字叶津字白岩山七八二、七八五、七八六、七八七の一、七八七の三
- 二 保安林として指定された目的
 - 雪崩の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (イ) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 南会津郡只見町大字梁取字森戸沢二二九一の六九
- 三 保安林として指定された目的
 - 雪崩の危険の防止

- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字小林字後ノ山一七二四の五・一七二六・一七三四（以上三筆）について次の図に示す部分に限る。）、一七二七、一七三三
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字梁取字要害山二二三二の一（次の図に示す部分に限る。）、二二三四、二二三五
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字布沢字川下二六一七、二六一八
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字叶津字朝草嶽七二三の二七
 - 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）
- 福島県告示第三百四十九号**
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
 令和三年四月二日
- 福島県知事 内堀 雅 雄
- 一 所在の不明な者の氏名
大塚半四郎、星寅次郎、大塚明、大塚明、山本善平、大塚吉三郎、花積喜作、花積俊実、廣瀬神社、遠藤利馬、岩淵利雄、大塚絹代、遠藤守、広田義衛、永楽曾吉、永楽曾吉
 - 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和三年福島県告示第二百一十一号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年四月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
小澤兼八、渡部富三、神田善三、神田小市、神田善次郎、大塚勇四郎、若菜為彦、若菜為彦、若菜久吾、神田弥三郎、大塚直八、大塚直八、永井己之八、小沢功、神田庄次郎、永井清吾、若菜源真、若菜作八
 - 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和三年福島県告示第二百一十号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
- （森林保全課）

福島県告示第三百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和三年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年四月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区	間	変更前	敷地の幅員	延	長

一般国道 二八九号	いわき市田人町旅人字 江尻一四五番地先から 同 市田人町旅人字 江尻八三番一地先まで	の 別 (メートル)	変更前 A 一六・四 四三・七 B 一〇・五 四五・六	(メートル)
変更後	A 一六・四 四三・七		四二六・〇	四五二・〇

（道路計画課）

公 告

公告第七十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和二年六月から同年十月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和三年四月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

令和2年6月～10月分
(特殊肥料)

特殊肥料 の指定名	生産業者、 輸入業者又は 販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N	水分 (%)
堆肥	農業法人有 限会社自然 農法無の会	Original TAHH	0.6	0.1	0.3	—	—	—	26	53.4	
堆肥	会津よつば 農業協同組 合	蒸餾膨軟粉 殻堆肥	0.3	0.0	0.2	—	—	—	74	43.1	高田 カン ムー ン H L 1

堆肥	会津よつば農業協同組合	蒸砕膨軟粉殻堆肥	0.2	0.0	0.2	—	—	—	—	41	57.2	カー
堆肥	株式会社会津よつば公共サービス	いわきペレット温丸	0.0	1.7	23.1	—	—	—	—	—	4.5	カー
堆肥	会津よつば農業協同組合	蒸砕膨軟粉殻堆肥	0.3	0.0	0.2	—	—	—	—	66	40.3	坂下カン ドール ヒル ター
堆肥	足利 秀忠	磐梯牛ふん堆肥	0.5	0.8	0.2	—	—	—	—	17	64.9	
堆肥	株式会社南ヶ丘牧場	牛ふん堆肥	0.6	0.6	1.1	—	—	—	—	26	66.1	
堆肥	株式会社バイテック	バイテックバイオエース	2.8	4.2	3.3	—	360	12.7	—	12	19.1	家き んふ ん
堆肥	株式会社アグリテック	ペレット状発酵鶏糞	3.6	3.8	2.9	—	357	14.5	—	9	16.9	家き んふ ん
堆肥	有限会社大空ファーム	豚ふん発酵肥料	1.6	4.0	1.5	28	556	—	—	18	45.2	豚ふ ん

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、C/N—炭素窒素比、水分—水

分含有量

(農業総合センター)

福島県教育委員会

公告第一号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第二項の規定により、連携科目等の指定の解除をしたので、次のとおり公告する。

令和三年四月二日

福島県教育委員会

- 一 技能教育のための施設の名称及び所在地
KTCおおぞら高等学院 郡山キャンパス
福島県郡山市清水台二丁目十二—十三
- 二 解除した連携科目等

連携措置の対象となる科目	当該科目の学習をその履修とみなすことができる 高等学校の教科(科目)
ビジネス基礎	商業(ビジネス基礎)
マーケティング	商業(マーケティング)
ビジネス実務	商業(ビジネス実務)

三 解除年月日

令和三年三月三十一日

(高校教育課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。

令和三年四月二日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

取消年月日	施設	所在地	施設の名	施設の管理者
-------	----	-----	------	--------

令和三年三月一日	いわき市平中塩字下久田一九番地の二	いわき市平下久田集会所	いわき市長
----------	-------------------	-------------	-------

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定に基づき次の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会書記室（福島県庁本庁舎四階用地室内）において保管しているもので、出頭の上その交付を受けてください。

令和三年四月二日

福島県収用委員会

会長 渡 邊 真 也

一 書類の名称

令和三年三月二十四日付け権利取得裁決及び明渡裁決に係る裁決書の正本

二 書類の送達を受けるべき者の氏名及び住所

永松 紫	氏名	住 所
不明 ただし、住民票上の住所 東京都立川市錦町一丁目二四番一七号 ナイスエスアリーナ 西国立一一〇三		

三 その他

前記書類を受領しないときは、令和三年四月二十三日をもって送達があったものとみなされます。

福島県収用委員会告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定に基づき次の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会書記室（福島県庁本庁舎四階用地室内）において保管しているもので、出頭の上その交付を受けてください。

令和三年四月二日

福島県収用委員会

会長 渡 邊 真 也

一 書類の名称

令和三年三月二十四日付け権利取得裁決及び明渡裁決に係る裁決書の正本

二 書類の送達を受けるべき者の氏名及び住所

永松 紫	氏名	住 所
不明 ただし、住民票上の住所 東京都立川市錦町一丁目二四番一七号 ナイスエスアリーナ 西国立一一〇三		

三 その他

前記書類を受領しないときは、令和三年四月二十三日をもって送達があったものとみなされます。